

令和2年度福島県立西郷支援学校後援会 書面総会結果のご報告

会員の皆様におかれましては、益々御健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。また、日頃より後援会活動への御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、承認事項（令和2年度事業計画・予算案・会則変更案）について、役員の皆様の過半数の同意をいただきましたので承認とさせていただきます。今後とも、後援会活動に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては以下の総会要項をご覧ください。

令和2年度

福島県立西郷支援学校後援会
総 会 要 項



福島県立西郷支援学校後援会

次 第

~~1 開会~~

~~2 会長あいさつ~~

~~3 校長あいさつ~~

4 議事

(1) 第1号議案 令和元年度事業報告

(2) 第2号議案 令和元年度予算執行状況

(3) 第3号議案 令和2年度事業計画（案）

(4) 第4号議案 令和2年度予算（案）

(5) その他

○会則の変更案について

①「第4条2. 教育活動の助成」の追記事項

・環境整備費について

②「第4条3. その他」の追記事項

・児童生徒のスポーツ等の全国大会参加時の助成について

~~5 会員募集~~

~~6 情報交換~~

~~7 その他~~

~~8 閉会~~

第 1 号議案 令和元年度西郷支援学校後援会 事業報告

月	日	曜日	事 業 名
5	20	月	平成30年度役員会、令和元年度総会
9	27	金	後援会だより 第41号発行・送付
10	5	土	特別支援学校スポーツ大会参加の助成
10	19	土	やしお祭への助成
11	7	木	芸術鑑賞教室への助成（小中）
12	13	金	セレクト給食
2	26	水	役員会
3	6	金	後援会だより 第42号発行・送付
年 間			小学部行事への助成 （遠足「郡山カルチャーパーク」）
年 間			中学部行事への助成 （作業学習活動への助成）
年 間			高等部行事への助成 （スポーツ大会への助成） 高等部部活動への助成 （ボッチャ用具購入の助成）
年 間			その他学習活動等への助成 （水治訓練，作品展，ICT 機器購入等への助成）

第3号議案 令和2年度西郷支援学校後援会 事業計画
 ≪(案)≫

月	日	曜日	事業名
5	28	木	令和2年度総会（書面）
6	17	火	芸術鑑賞教室への助成（高）（中止）
9	28	月	後援会だより 第43号発行・送付
10	10	土	特別支援学校スポーツ大会参加の助成（中止）
10	24	土	やしお祭への助成
12	18	金	希望献立給食への助成
2	26	金	役員会
3	5	金	後援会だより 第44号発行・送付
年 間			小学部行事への助成
			中学部行事への助成
			高等部行事への助成 高等部部活動への助成
			その他学習活動等への助成

福島県立西郷支援学校後援会会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は福島県立西郷支援学校後援会と称し、事務所を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は福島県立西郷支援学校の教育振興充実を図ることをもって目的とする。
- 第 3 条 本会は次の者をもって組織する。
1. 個人会員 本会の趣旨に賛同する個人
 2. 団体会員 本会の趣旨に賛同する団体
 3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同する本学の現職員
- 5年間、会費の納入がない場合には除籍とする。

第二章 事業及び会費、寄付金

- 第 4 条 本会は第2条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 西郷支援学校事業の啓蒙
 2. 西郷支援学校教育活動の助成
・学習活動費、保健活動費、環境整備費 等
 3. その他本会の目的達成に必要な事業
・児童生徒が参加したスポーツまたは文化の分野における県の大会等で優秀な成績を修め、文部科学省等国が主催、共催する全国大会に出場する場合の助成(1名に対し、5,000円を助成する。)
・その他の事業への助成
- 第 5 条 会費は次のとおりとする。
- | | |
|------|---------|
| 個人会員 | 3,000円 |
| 団体会員 | 10,000円 |
| 賛助会員 | 1,000円 |

第 6 条 一般有志より寄付金等は金額を問わず申し受けるものとする。

第 7 条 負担金は次のとおりとする。

毎年5月1日現在在籍する児童生徒が在住、又は出身の市町村

1人 3,000円

第三章 役員及び会議

第 8 条 本会には下記の役員をおく。

会 長	1名	副会長	1名	理 事	若干名
監 事	2名	顧 問	若干名	相談役	若干名

第 9 条 役員任期は各2ヶ年とし、再任を妨げない。

第 10 条 役員任務は下記の通り定める。

1. 会長は本会を総括し、会議を開き事業の遂行にあたる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、一切の代理をつと

める。

3. 理事は会議に臨み、本会に関する議決をし、事業達成につとめる。

4. 監事は会計事務を監査する。

5. 顧問、相談役は会長の諮問に応ずる。

第 11 条 役員は下記の方法によって選ばれる。

1. 会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。

2. 顧問、相談役は会長が委嘱する。

第 12 条 本会に事務局を置き、会計及び庶務の担当は会長が委嘱する。

第 13 条 総会は年 1 回とし、会長が必要と認めた場合は臨時に招集する。

第 四 章 付 則

第 14 条 本会則は、総会において出席人数の過半数の賛成を得て改廃することができる。

第 15 条 本会に下記の表簿を整える。

・会員名簿 ・役員名簿 ・経理簿 ・会議録

・その他必要な表簿

第 16 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 本会則は、別に細則を設けることができる。

第 18 条 本会則は、昭和 55 年 2 月 25 日から実施する。

付 則 平成 元 年 9 月 6 日一部改正
平成 10 年 5 月 14 日一部改正
平成 17 年 5 月 24 日一部改正
平成 22 年 6 月 4 日一部改正
平成 25 年 5 月 17 日一部改正
平成 29 年 5 月 25 日一部改正
令和 2 年 6 月 26 日一部改正